

新旧対照表（抄）

○ 中央区まちづくり基本条例（平成二十二年三月中央区条例第十六号）

新	旧
（開発計画への反映） 第七条 （略） 2 開発事業者は、開発計画を策定する際、当該開発計画に係る開発事業を行うおうとする地域の特性に応じて、次に掲げる事項を反映するものとする。 一 保育所の設置、幼稚園の設置その他の子育て支援に関すること。 二 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。）の設置、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）の設置その他の高齢者福祉に関すること。 三 障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十八項</u>に規定する共同生活援助を行うための施設をいう。）の設置その他の障害者福祉に関すること。 四 集会場の設置、広場の設置その他の地域活動の支援に関すること。 五 観光案内所の設置その他の観光支援に関すること。 3及び4 （略）	（開発計画への反映） 第七条 （略） 2 開発事業者は、開発計画を策定する際、当該開発計画に係る開発事業を行うおうとする地域の特性に応じて、次に掲げる事項を反映するものとする。 一 保育所の設置、幼稚園の設置その他の子育て支援に関すること。 二 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。）の設置、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）の設置その他の高齢者福祉に関すること。 三 障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）<u>第五条第十七項</u>に規定する共同生活援助を行うための施設をいう。）の設置その他の障害者福祉に関すること。 四 集会場の設置、広場の設置その他の地域活動の支援に関すること。 五 観光案内所の設置その他の観光支援に関すること。 3及び4 （略）

新	附 則 この条例は、令和七年十月一日から施行する。
旧	